

「特定複合観光施設区域整備法施行令（案）」に対する意見
書

2019年（平成31年）2月28日

日本弁護士連合会

特定複合観光施設区域整備推進本部事務局は、2019年2月1日付けで、「特定複合観光施設区域整備法施行令（案）」（以下「本施行令案」という。）を公表した。

当連合会は、特定複合観光施設区域整備法に反対の立場ではあるが、本施行令案には看過できない問題点があることから、以下のとおり意見を述べる。

第1 意見の趣旨

1 本施行令案第6条関係

カジノ施設の床面積の上限は、IR施設全体の大きさに比例した割合（10分の3）としてのみ定めるのではなく、上限値（絶対値）でも、カジノ施設の面積の規制を設けるべきである。

2 本施行令案第16条関係

現金取引報告の対象となる取引については、100万円を超えるものに限定せず、より広範囲（低額）の取引も現金取引報告の対象とすべきである。

第2 意見の理由

1 世界最高水準の規制の必要について

特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律案に対する附帯決議（2016年12月2日衆議院内閣委員会、同月13日参議院内閣委員会）によれば、カジノ施設関係者に対する規制（特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律第9条）及びカジノ施設の設置及び運営に関する規制（同法第10条）の検討に当たっては、「諸外国におけるカジノ規制の現状等を十分踏まえるとともに、犯罪防止・治安維持、青少年の健全育成、依存症防止等の観点から問題を生じさせないよう、世界最高水準の厳格なカジノ営業規制を構築すること。」が求められていたものである。

にもかかわらず、本施行令案の内容では、とても「世界最高水準の厳格なカジノ営業規制」がなされているとは言えない。

2 カジノ施設の床面積の上限について

本施行令案第6条は、カジノ施設の床面積の上限について、「特定複合観光施設の床面積の合計の100分の3の面積とする。」旨を定めている。しかし、カジノ施設の床面積の上限をこのようなIR施設全体の大きさに比例した割合としての相対的な位置付けのみで定めることは、不十分である。

この点については、特定複合観光施設区域整備推進会議が2017年7月31日に公表した「特定複合観光施設区域整備推進会議取りまとめ」においても、「依存症予防等の観点から、区域の数を小数に限る旨の附帯決議が付されていることを踏まえると、IR施設全体の大きさに比例してカジノ施設が無制限に拡がることも容認すべきではないことから、相対的な位置付けのみではなく、上限値（絶対値）でもカジノ施設の面積の規制を設けるべきである。」と明記され、「同様の規制はシンガポールにおいて設けられている」ことが指摘されていたものである。

ところが、本施行令案第6条の規定は、上記の推進会議取りまとめの内容からも後退するものであり、これでは、とても「世界最高水準の厳格なカジノ営業規制」がなされているとは言えない。

したがって、カジノ施設の床面積の上限は、IR施設全体の大きさに比例した割合（100分の3）としてのみ定めるのではなく、上限値（絶対値）でも、カジノ施設の面積の規制を設けるべきである。

3 現金取引報告の対象となる取引について

本施行令案第16条第2項は、カジノ事業者がカジノ管理委員会に対して届出をしなければならない（現金取引報告の対象となる）取引の範囲について、「100万円を超える現金の受払をするもの」と定めている。しかし、100万円以内の取引について現金取引報告の対象とならないことは、マネー・ローランダリング対策としては、不十分である。

シンガポールでは、1万シンガポールドル（約80万円）以上の現金取引報告要求をしていることと比較しても、本施行令案の内容では、「世界最高水準の厳格なカジノ営業規制」がなされているとは言えない。

したがって、現金取引報告の対象となる取引について、100万円を超えるものに限定せず、より広範囲（低額）の取引も現金取引報告の対象とすべきである。

以上